

令和5年3月2日

1・2年生保護者の皆様（生徒の皆さん）

生田高等学校長

令和5年3月31日までの間の教育活動等について

昨日、52期生の前途洋々たる未来を祝福し、卒業式を挙行了いたしました。

さて、本県においては、令和5年2月20日以降、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととなりました。

一方、令和5年2月10日付け文部科学省通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」では、令和5年3月31日までの年度内の学校教育活動においては、従来どおり、メリハリのあるマスクの着用が必要であることが示されました。

これを受け神奈川県教育委員会は、2月20日、「令和5年3月31日までの間の教育活動等について（通知）」を発出しました。本校は、この内容に基づいて、教育活動等を実施してまいりますのでご理解くださいますようお願いいたします。次にその概要を記します。（文科省、県、県教委の文書は本校HPに掲載しましたのでご確認ください。）（令和5年4月1日以降の教育活動等については、改めてお知らせいたします。）

- 1 教育活動等に係る基本的な感染防止対策の徹底について
 - 換気の徹底、手洗いなどの手指衛生、適切な距離の確保
 - 活動場所や活動場面に応じた**メリハリのあるマスクの着用**
 - **食事場面では机を向かい合わせにせず、大声での会話を控え、身体的距離が取れない場合は会話を控える。**

- 2 【3月13日以降】の【教育活動外】の生徒の行動について
 - 三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策の徹底
 - マスクの着用については、次のとおりです。
 - 個人の判断に委ねることを基本とし、**本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する。**
 - 受診や面会等で**医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用する。**
 - **混雑する公共交通機関においてはマスクを着用することが推奨されていることを踏まえて判断する。**

問合せ先

三橋(教頭)、小原(副校長)

電話 (044) 977-9599 (直通)